

福島空港修学旅行利用促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、修学旅行による福島空港の利用促進を図るとともに、青少年の就航先等への理解を深め、もって将来の交流促進に資するため、福島空港に就航する航空機を利用して修学旅行を実施する別表1に定める中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、学校等が福島空港に就航する国内定期路線（臨時便を含む）、国際定期路線（臨時便を含む）、国内チャーター便及び海外チャーター便を利用して修学旅行を実施する場合に、次の各号に定める支援区分により交付するものとし、別表2により算定した額の範囲内において知事が定める額とする。

ただし、催行中の修学旅行において、悪天候または空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。

また、その他やむを得ない事由による欠航等により福島空港を利用できなかった場合については、事由発生の都度、県と協議の上、補助対象としての適否を判断することとする。

- (1) 学校等と福島空港間の貸切バスの借上げ費用に対する支援。
- (2) 海外修学旅行の実施に対する支援。
- (3) 国内修学旅行の実施に対する支援。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する同一年度内の前月15日までとする。ただし、4月に当該事業を実施する場合は当月初日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 行程表
- (2) 見積書
- (3) その他必要となる資料

3 申請者は、第1条の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 補助金交付の決定の通知を受けた学校等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 5 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付条件)

第3条の2 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない補助対象経費の2割以内の変更及び人数の変更(2割以内の増減に限る)とする。

(変更の承認)

第4条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島空港修学旅行利用促進支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第5条 規則第8条に規定する別に定める期日は、交付の決定を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、福島空港修学旅行利用促進支援事業実績報告書(第3号様式)により、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金交付の決定の通知を受けた学校等は、実績報告後、福島空港修学旅行利用促進支援事業請求書(第4号様式)を速やかに提出しなければならない。

- 2 県は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に支払うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた学校等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた学校等は、補助事業完了後に申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、福島空港修学旅行利用促進支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第5号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

対象学校	福島県、山形県及び栃木県の中学校、高等学校、支援学校、視覚支援学校、聴覚支援学校及び専修学校
------	--

別表 2

区 分	要件及び補助額
1 学校等と福島空港間の貸切バスの借上げ費用に対する支援（第2条第1号）	<p>学校から福島空港間の貸切バスの借上げに要する費用全額（消費税額を除く）とする。</p> <p>ただし、第2条の代替着陸（ダイバート）又は欠航で福島空港を利用できなかった場合の費用は、当該事業補助金交付申請時の費用又は実際にかかった費用のいずれか低い方の額とする。</p>
2 海外修学旅行の実施に対する支援（第2条第2号）	<p>補助額は、1校あたり50万円（片道利用は半額）を上限とする。</p> <p>ただし、修学旅行参加者が20名以下（教職員は除く）の学校等は、1人当たり2万5千円（片道利用は半額）とする。</p>
3 国内修学旅行の実施に対する支援（第2条第3号）	<p>補助額は、1校あたり20万円（片道利用は半額）を上限とする。</p> <p>ただし、修学旅行参加者が20名以下（教職員は除く）の学校等は、1人当たり1万円（片道利用は半額）とする。</p>